

令和5年度

佐賀県手話言語と聞こえの  
共生社会づくり基本的施策  
実施状況報告書

令和6年9月

佐 賀 県



佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（平成30年佐賀県条例第41号）第8条第3項の規定に基づき、令和5年度における聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策の実施状況について報告します。

令和6年9月11日

佐賀県知事 山口 祥義

# 目 次

1	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要	1
	(1) 条例の目的	
	(2) 条例のポイント	
	(3) 県の責務の概要	
2	第5次佐賀県障害者プランの概要	2
3	条例の規定に基づく取組実績	3
	(1) 学校における意思疎通手段の普及等(第7条)	
	(2) 手話等を学ぶ機会の確保等(第9条)	
	(3) 手話等を用いた情報発信(第10条)	
	(4) 災害時の連絡体制整備(第11条)	
	(5) 手話通訳者の確保、養成等(第12条)	
	(6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援(第13条)	
	(7) 事業者への支援(第14条)	
4	統計資料	26
	(1) 身体障害者手帳所持者数(聴覚・平衡機能障害)	
	(2) 手話通訳、要約筆記登録者数	

# 1 佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要

## (1) 条例の目的

手話言語の普及、聴覚障害の特性に応じた多様な意思疎通手段への配慮を通して、聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下、「聞こえの共生社会」という。）を実現することを目的としています。

## (2) 条例のポイント

聞こえの共生社会を実現するために、県の責務、県民の役割、事業者の役割を定めています。

### (県の責務)

- 県は、手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。(条例第4条第1項)

### (県民の役割)

- 県民は、この条例の目的及び基本理念の理解を深め、県、市町又は聴覚に障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努める。(条例第5条)

### (事業者の役割)

- 事業者は、聴覚に障害のある人に対するサービスの提供や雇用に際し、障害の特性に応じた意思疎通手段を積極的に利用するよう努める。(条例第6条)

## (3) 県の責務の概要

条例では、県の責務として具体的に次のことが定められています。

- 学校における意思疎通手段の普及等 (第7条)
- 手話等を学ぶ機会の確保等 (第9条)
- 手話等を用いた情報発信 (第10条)
- 災害時の連絡体制整備 (第11条)
- 手話通訳者の確保、養成等 (第12条)
- 聞こえ等に関する相談への対応及び支援 (第13条)
- 事業者への支援 (第14条)
- 意思疎通手段に関する調査研究 (第15条)

## 2 第5次佐賀県障害者プランの概要

佐賀県障害者プランは、障害者基本法第11条第2項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。令和3年3月に佐賀県障害福祉計画と佐賀県障害児福祉計画をあわせ、「第5次佐賀県障害者プラン」を策定し、令和3年4月から令和9年3月までを計画期間として取り組んでいるところです。

県は、条例第8条第1項において、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策について定め、総合的かつ計画的に推進することとされています。

このことを受けて、「第5次佐賀県障害者プラン」において、条例に定められた県の責務に関連する項目を基本的施策として盛り込んでいます。

### ○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ◎第5次佐賀県障害者プランにおける関連成果目標

（手話言語と聞こえの共生社会づくり条例に関する部分を抜粋）

事項	現状（R5年度）	目標（R8年度）
字幕・手話入りDVD等貸出数	130件	360件
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	20.7%	80.0%
手話通訳者等の登録者数	97名	130名
要約筆記者の登録者数	39名	50名
耳マークの認知度	32.0%	80.0%

### 3 条例の規定に基づく取組実績

#### (1) 学校における意思疎通手段の普及等（第7条）

- 第7条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進を図るものとする。
- 2 県教育委員会は、聴覚に障害のある児童、生徒、学生又は幼児（以下「聴覚に障害のある児童等」という。）が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるものとする。
- 3 県教育委員会は、県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等又はその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、学校（県立学校を除く。）の設置者に対し、基本理念及び意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

#### 取組実績

#### ○教職員への手話等の研修

県内公立学校の教職員の聴覚障害、意思疎通手段に関する理解を促進し、知識及び技能を向上させるため、初任者研修や中堅の教職員向け研修等において、手話等に関する研修を実施しました。

実施日	内容	参加者数
4月13日	令和5年度佐賀県中堅教諭等資質向上研修 第1回合同研修会 動画視聴「手話について知ろう」	159名（小学校教諭、中学校教諭、義務教育学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭）
5月18日	令和5年度佐賀県3年経験者研修全校種合同研修会 講義演習「手話言語を通じたコミュニケーションの実際」	372名（小学校教諭、中学校教諭、義務教育学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、実習教職員、寄宿舎指導員）
6月5日	令和5年度初任者実践研修Ⅰ 講義「聴覚障害（者）とコミュニケーション」	366名（小学校教諭、中学校教諭、義務教育学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭）

## ○県立学校における取組

### <県立ろう学校>

#### ・職員研修

聴覚に障害のある幼児、児童生徒個々のコミュニケーション手段に応じた適切な指導・支援を行うため、聴覚障害についての理解を深め、様々な意思疎通手段に関する知識及び技能の向上を目指して、年間を通して研修を行っています。県内の各学校からの研修参加も受け入れています。

実施時期	主な内容	回数	参加者数
1 学期	聴覚障害教育、手話講座、授業における配慮事項、難聴疑似体験、アセスメントの仕方、各学部の教育、自立活動、進路とくらし 等	8 回	14～51 名
夏季休業中	重複障害教育、きこえの実態把握、補聴器・人工内耳、手話研修会 等	5 回	50～65 名
2 学期	聴覚障害児の知識の獲得、発達障害を併せ持つ難聴児、聴覚障害教育における授業づくり 等	5 回	50～150 名

#### ・情報保障に係る校内の環境整備等

##### ① 授業

幼児、児童生徒が個々のコミュニケーション手段を用いて学習を進めていけるよう、音声や手話、指文字等を個々のニーズに応じて使用し授業を行っています。また、板書や電子黒板、掲示物等の「見て分かる」手立てを工夫し、聴覚に障害のある幼児、児童生徒がタイムリーに情報を得て学習できるよう配慮しています。

##### ② 学校行事

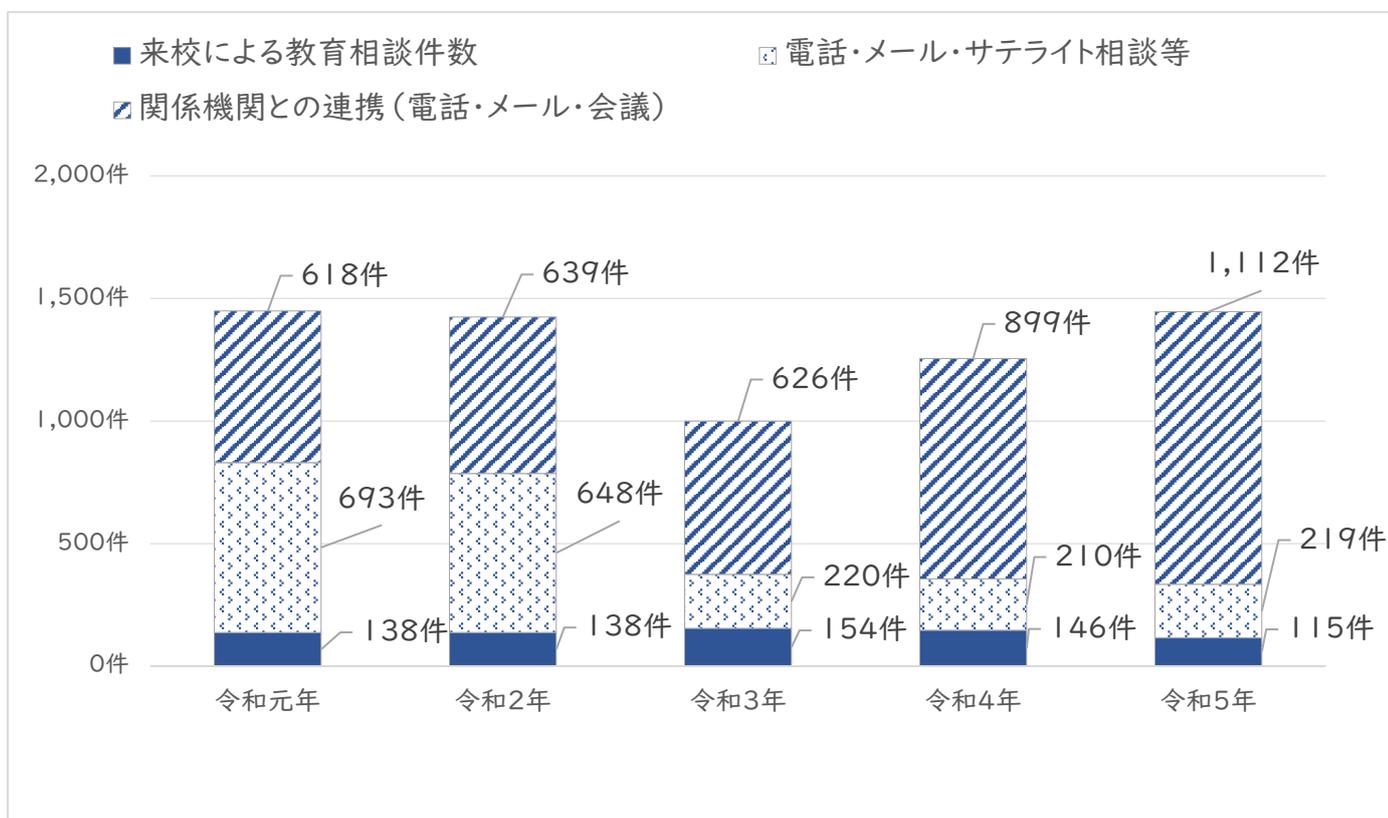
全校生徒が集まって行う式典や文化祭等の行事等においては、音声を直接補聴器や人工内耳に伝える補聴援助システム等を用いたり、手話通訳や文字情報を提示したりして情報保障を行っています。

以下は、授業や学校行事において必要に応じて用いている機器等です。

ロジャー (H29, H30, R2 購入) (補聴援助システム)	線音源スピーカー2、パスアラウンドマイク 1 タッチスクリーンマイク 9、マイリンク 15、テーブルマイク 2
コミュニケーション (H28 購入) (聴覚障害用小型スピーカー)	コミュニケーション 2
オンテナ (R1 に FUJITSU より貸与) (音源振動変換器)	オンテナ 10、コントローラー1

・聴覚障害全般に係る教育相談等

県立ろう学校では、特別支援学校のセンター的機能として、聴覚障害に係る、外部からの教育相談を受けています。



< 県立高等学校 >

・職員研修

実施日	学校名	主な内容	研修会等参加者数
4月3日(水)	佐賀北高等学校 (全日制)	本人に対する支援方法について、新学年団及び教科担当者で情報共有を行った。	職員 63名
通年		定期的に各学年の担任会にて、配慮すべき生徒の困り感などの情報共有を行った。	職員 24名
4月3日(水)	唐津西高等学校	該当生徒に対する支援に関して全職員へ共通理解を図った。	職員 34名
4月10日(水)	伊万里高等学校	聴覚障害の生徒を含め、指導上知っておくべき生徒情報を職員で共有した。	職員 52名
4月4日(木)	佐賀農業高等学校	新入生対象の情報交換会の中で、中高連絡会で得た本人の状況や対応について、学年団及び教科担当者と情報共有を行った。	職員 25名
4月10日(水)	唐津青翔高等学校	本人に対する支援方法について全職員で情報共有を行った。	職員 31名

・校内の環境機器類

学校名	機器名	備考
唐津西高等学校	テニスボール	本人在籍教室及び、隣接する教室の全ての椅子と机の脚にテニスボールを装着して、雑音を減らしている。
太良高等学校	机と椅子の足用の専用ゴム	令和5年度は対象となる生徒はいなかったが、全ての教室の机と椅子に専用のゴムを装着して、雑音を減らしている。

・当該生徒に対する支援の状況

各学校では、聴覚障害のある生徒をはじめ、支援の必要な生徒に関して、年度当初（4月中）に職員間で情報共有及び対応方針等について協議を行っています。その後も、生徒のクラス内でのコミュニケーションの様子や学習状況等の確認を適宜行い、特別支援教育担当と担任との情報共有を行っています。また、聞こえ方について、本人・保護者と確認を行いながら、個別に対応するなど、情報共有や合理的配慮の評価、改善を行っています。

校内環境としては、教室における座席位置の配慮や教室の椅子と机の脚にテニスボールや専用のゴムを付けて、雑音を減らすようにするなど、それぞれの学校で望ましい環境を整えるよう努めています。

職員間の共通理解として、学校によっては次のような取組も見られます。

- \*学校で困っていること、放送や授業の声はきちんと聞こえているか確認している。
- \*リスニングが必要な場合、ラジカセによる対応をしている。
- \*生徒が聞き取りやすい方向から話す。
- \*学校行事の際には、本人との面談や、保護者との連携により、本人の不安がなくなるよう配慮事項を確認し、職員間で情報を共有している。
- \*手話の授業を行っている。

## (2) 手話等を学ぶ機会の確保等 (第9条)

第9条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町その他関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員がこの条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、手話等を学習する取組を推進するため、手話等に関する研修等を行うものとする。

### 取組実績

#### ○佐賀県聴覚障害者サポートセンター運営事業

聴覚に障害がある方の社会参加を進め、聴覚に障害のある方の福祉の増進を図ることを目的として、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣、相談支援、映像に字幕や手話を挿入したDVD制作等を行っています。

(センター概要)

所在地	佐賀市白山2丁目1-12
開館日	火曜日～日曜日
利用時間	9:30～18:00
休館日	月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
運営団体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会
利用者数	7,375人(令和5年度実績)

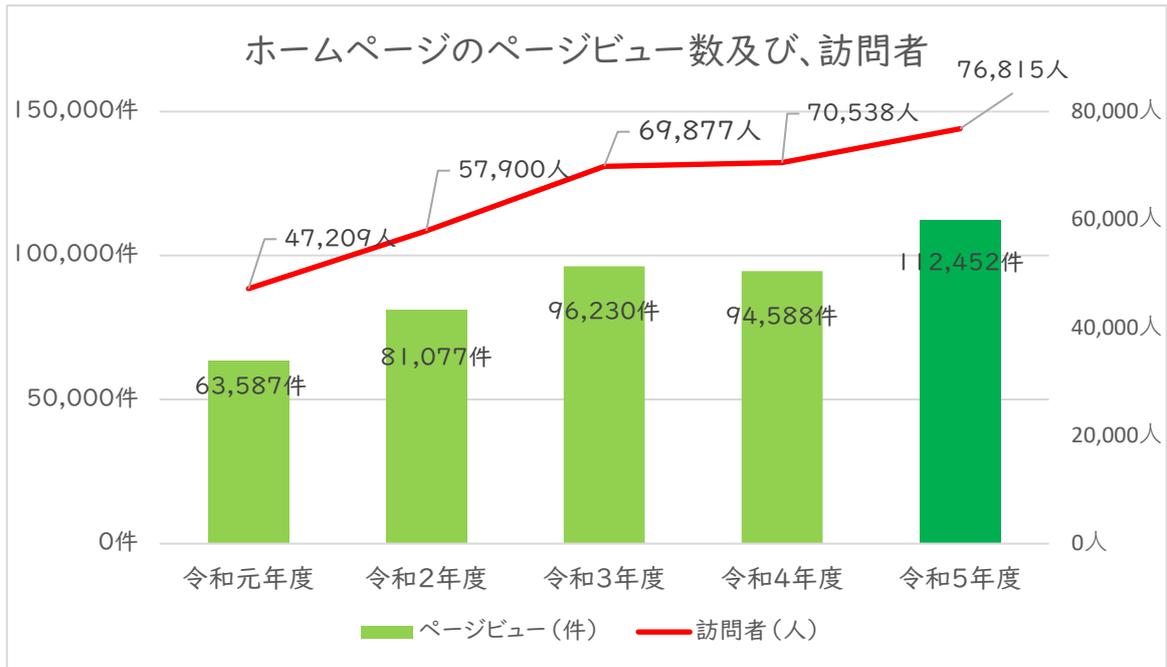
#### ○聴覚障害者理解促進事業 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害者の理解促進のため、広報啓発活動を行っています。

##### ①ホームページ作成、管理運営

○主なページの内容

- ・トップページ 新着情報、各ページのタグ掲載
- ・センターのこと 目的や業務、利用案内、アクセス方法等を掲載
- ・講座のこと 事業として行っている講座の案内や申込書等を掲載
- ・きこえのこと きこえの相談やピアカウンセリング等を掲載
- ・みみよりなこと 「みみよりなお知らせ」バックナンバー、イベント等を掲載
- ・SAGA2024のこと SAGA2024に関する情報を掲載

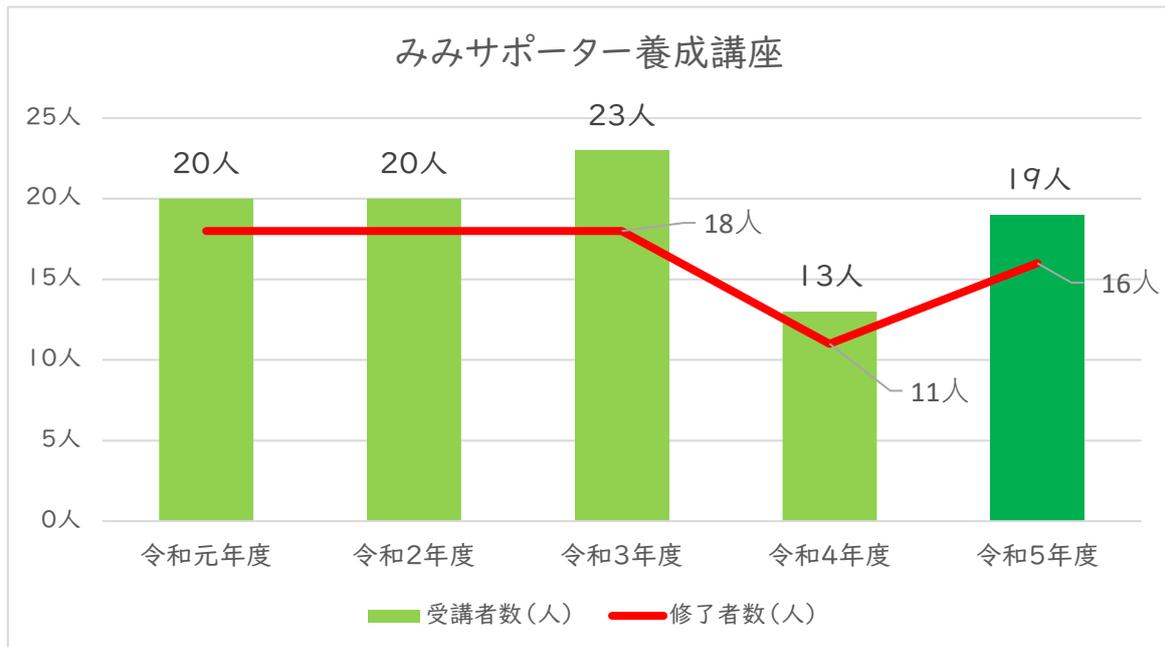


### ②サポートセンターだより「みみよりなお知らせ」発行

- ・毎月15日発行
- ・配布先 県・市町障害福祉担当部署、県・市町社会福祉協議会、ろう学校、特別支援学校、佐賀市内老人クラブ、佐賀市内公民館等

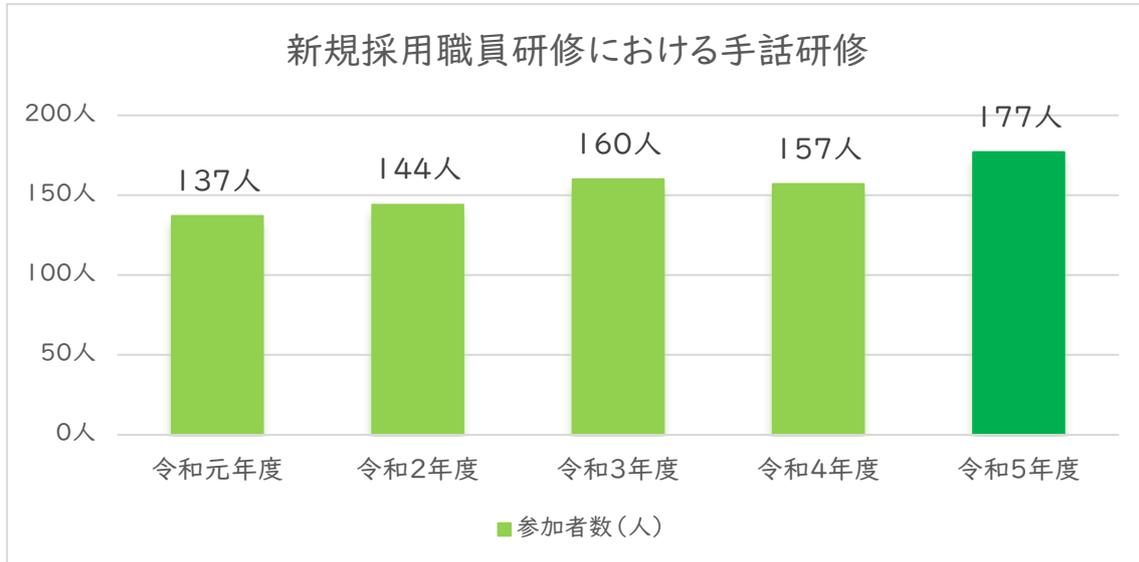
### ③みみサポーター養成講座

加齢性難聴の特徴、聞こえの仕組み、様々なコミュニケーション方法や聞き取りやすい環境設定・場面別の対応を考えるため、高齢者・難聴者と接する機会の多い施設職員や、公的機関の窓口職員、一般の方を対象として講座を開講しています。



## ○新規採用県職員研修における手話研修

県職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、県の新規採用職員に対して、手話に関する研修を行っています。



## ○新規採用警察職員への手話研修

県職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、新規採用警察職員に対して、手話に関する研修を行っています。

	開催日	内容	参加者数
計 10 回	4 月 19 日	挨拶、名前、警察業務に関連した表現について、実技を交えて研修。	1～2 回目 55 人 3～5 回目 54 人 6～7 回目 24 人 8～9 回目 23 人 10 回目 22 人
	5 月 24 日		
	6 月 28 日		
	7 月 26 日		
	8 月 30 日		
	9 月 27 日		
	10 月 25 日		
	11 月 22 日		
	12 月 20 日		
	1 月 17 日		

## ○県内の子どもたちへSAGA2024手話教材動画を配布

県内の子どもたちがSAGA2024国スポ全障スポにおいて、全国から訪れる聴覚に障害のある選手や観客などの関係者と手話を通じてコミュニケーションを取っていただけるよう、手話単語を収録した動画を作成し、県内各学校へ配布しました。

### (3) 手話等を用いた情報発信（第10条）

第10条 県は、聴覚に障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、意思疎通手段を用いた情報発信に努めるものとする。

#### 取組実績

#### ○ボランティア（字幕挿入等）養成事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、聴覚障害者への情報保障の一つであるDVD等の字幕制作のための字幕制作ボランティアを養成しています。

##### 【字幕制作ボランティア養成講座開催実績】

区 分	開催日	申込者	修了者
字幕制作ボランティア講座	2月13日（火）～3月12日（火） 毎週火曜（3時間×全6回）	3名	3名

#### ○手話・字幕入り映像の制作編集（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

情報提供の一つとして、既存映像への手話や字幕の挿入及び身近な情報番組などの自主企画作品の制作、収録などを行っています。

##### 【字幕制作実績】

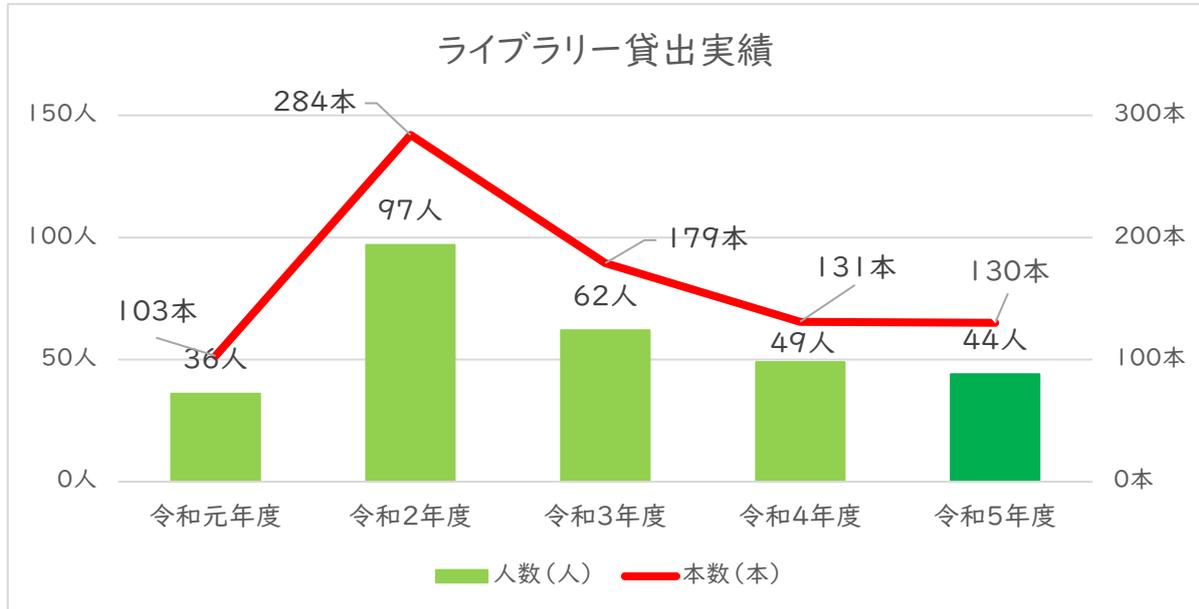
映像提供	本 数	内 容
国際交流協会	20本	日本語スピーチコンテスト

##### 【映像制作実績】

映像提供	本 数	内 容
佐賀県新規採用職員研修用教材	1本	手話の事前学習用
佐賀県教育センター学習用教材	4本	手話言語条例に基づき教職員が手話・聴覚障害について学ぶための教材
手話で語るきらきら	12本	Youtube 配信用動画 ろうキャスター3名により情報発信
計	17本	

## ○字幕入り映像ライブラリー貸出事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進めるため、字幕入り映像ライブラリーの貸出を行っています。



## ○知事定例記者会見等での情報保障

県ホームページに掲載している知事定例記者会見及び囲み取材等の動画について、聴覚障害者の方も知事の発言内容を知ることができるよう、字幕を挿入しています。

また、知事記者会見については手話通訳士を配置するとともに、要約筆記者が作成した議事録の要約文も県ホームページに掲載しています。

## ○災害対策本部会議等での情報保障

聴覚障害者の方が命を守るために必要な災害情報を迅速に伝えるため、令和5年7月の九州北部豪雨災害に伴う佐賀県災害警戒本部会議にて、手話通訳士を配置するとともに、要約文を県ホームページに掲載しました。

また、令和5年8月に発生した豚熱の対策本部会議及び令和5年11月に発生した鳥インフルエンザの対策本部会議においても、手話通訳士を配置するとともに、要約文を県ホームページに掲載しました。

## ○県主催のイベントにおける手話通訳の導入

県が主催する講演会・イベント等で、手話通訳・要約筆記による支援を要する方が参加される可能性がある場合は、原則として手話通訳や文字情報をつけることとしています。

## ○耳マーク表示板の設置

聴覚障害者の社会的障壁を除去するため、県庁内の各課において耳マーク表示板の設置を行っています。

## ○県議会における文字情報表示ディスプレイ設置

県議会の傍聴者向けに、県議会本会議における発言をリアルタイムで文字情報化し表示させるため、表示用ディスプレイを設置し、アプリ「UDトーク」による運用を行っています。

## (4) 災害時の連絡体制整備（第11条）

第11条 県は、災害その他の非常の事態において、聴覚に障害のある人が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 取組実績

#### ○災害情報の県ホームページ掲載による情報提供

災害発生時に、聴覚障害者でも必要な情報を取得できるよう、避難情報や被害情報等を県ホームページに掲載することにより情報提供を行っています。

#### ○火災や緊急事案発生時の119番緊急通報システムの運用

耳の不自由な方や言葉の不自由な方のために、FAXで119番通報ができる「FAX119」、スマートフォンや携帯電話を利用しテキストチャットで緊急通報ができる「Net119緊急通報システム」を運用しています。

#### ○メール110番、FAX110番、アプリ110番の設置（佐賀県警察本部通信指令課）

耳の不自由な方や言葉の不自由な方のために、インターネットや携帯電話から直接110番通報ができる「メール110番」、FAXで110番通報ができる「FAX110番」及びスマートフォンアプリを使用して110番通報ができる「アプリ110番」を運用しています。

#### ○スマホ安否確認システムの運用（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者、情報支援者にあらかじめ登録してもらい、災害時に安否を確認するシステムを設置・運用しています。

- ・台風6号接近に伴う注意喚起  
8月 5日13時00分送信 ・ 8月 8日10時00分送信
- ・続く大雨への注意喚起  
9月17日12時10分送信
- ・津波注意報等への注意喚起  
1月 1日17時15分送信

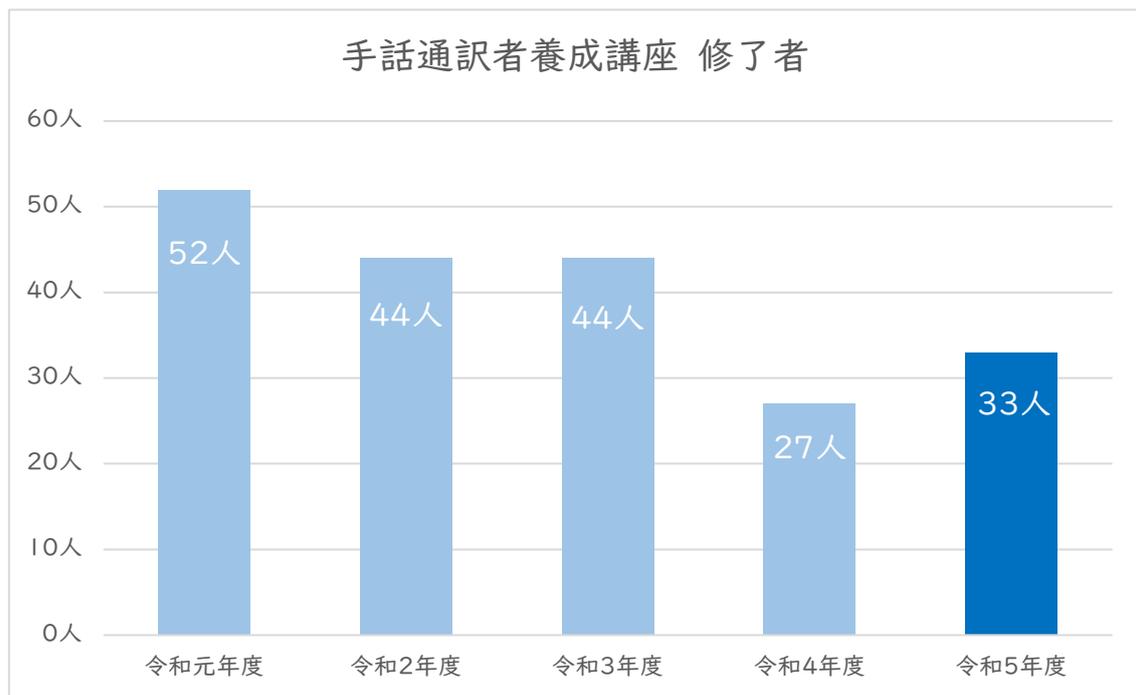
## (5) 手話通訳者の確保、養成等 (第12条)

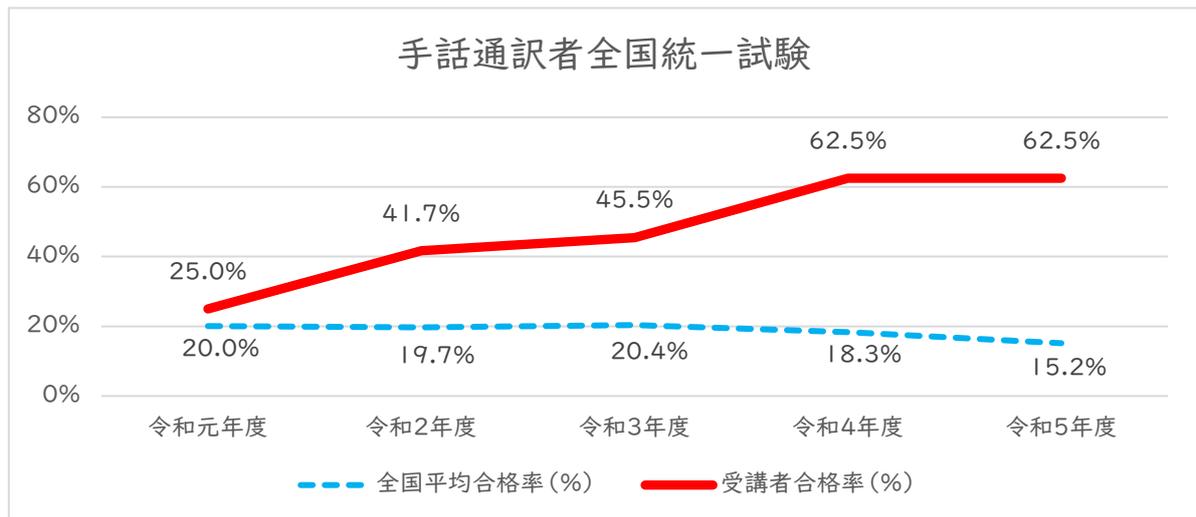
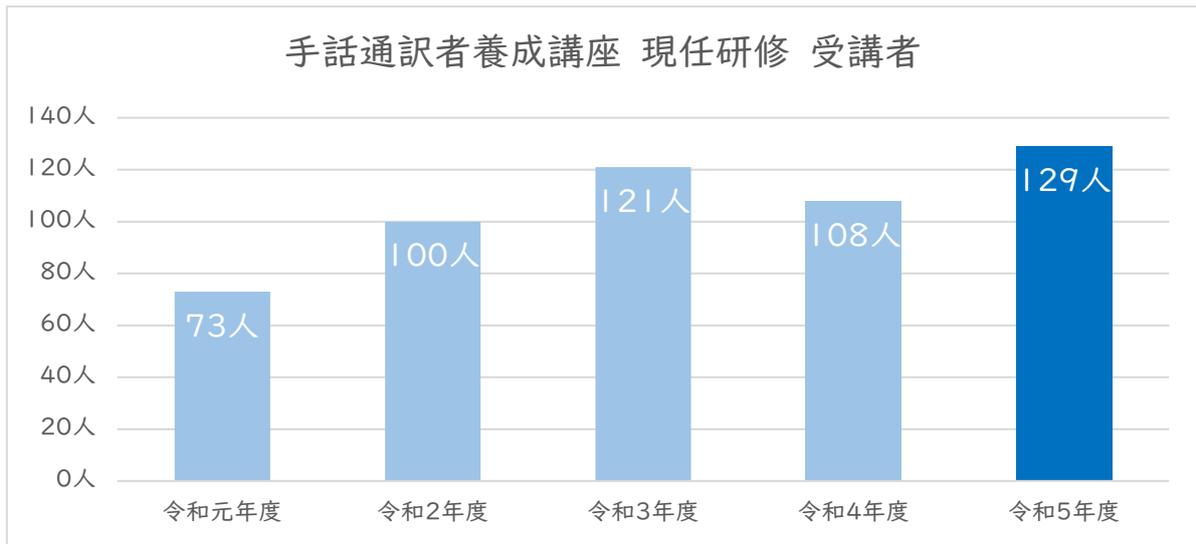
第12条 県は、市町その他関係機関と協力し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するよう努めるとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

### 取組実績

#### ○手話通訳者・要約筆記者養成事業 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

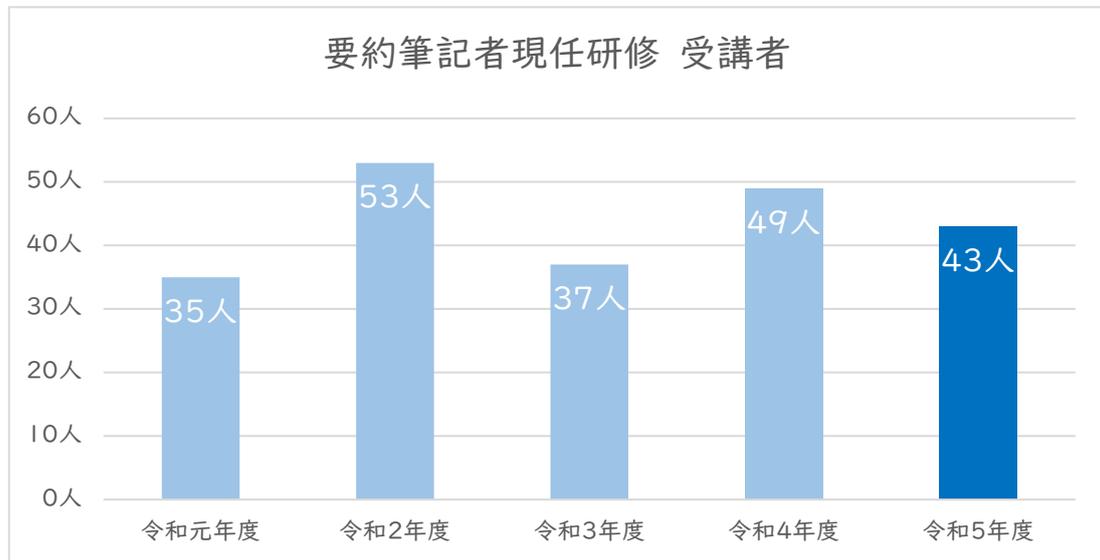
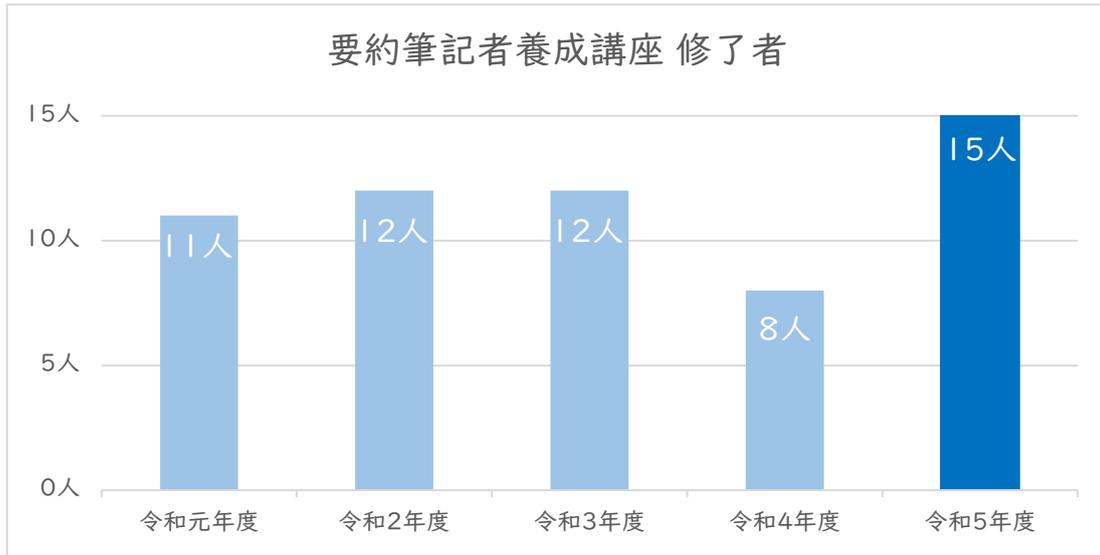
聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者、要約筆記者の養成を目的として、厚生労働省のカリキュラムに即したテキストによる講座を開催し、手話通訳者、要約筆記者登録の増加に努めています。





## ○手話通訳士試験対策講座（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

令和4年度から新たに手話通訳士試験対策講座（全6講座）を実施しています。難易度の高い手話通訳士試験に対し、単年度のみならず継続的な試験対策支援を行い、合格者の増加を目指しています。

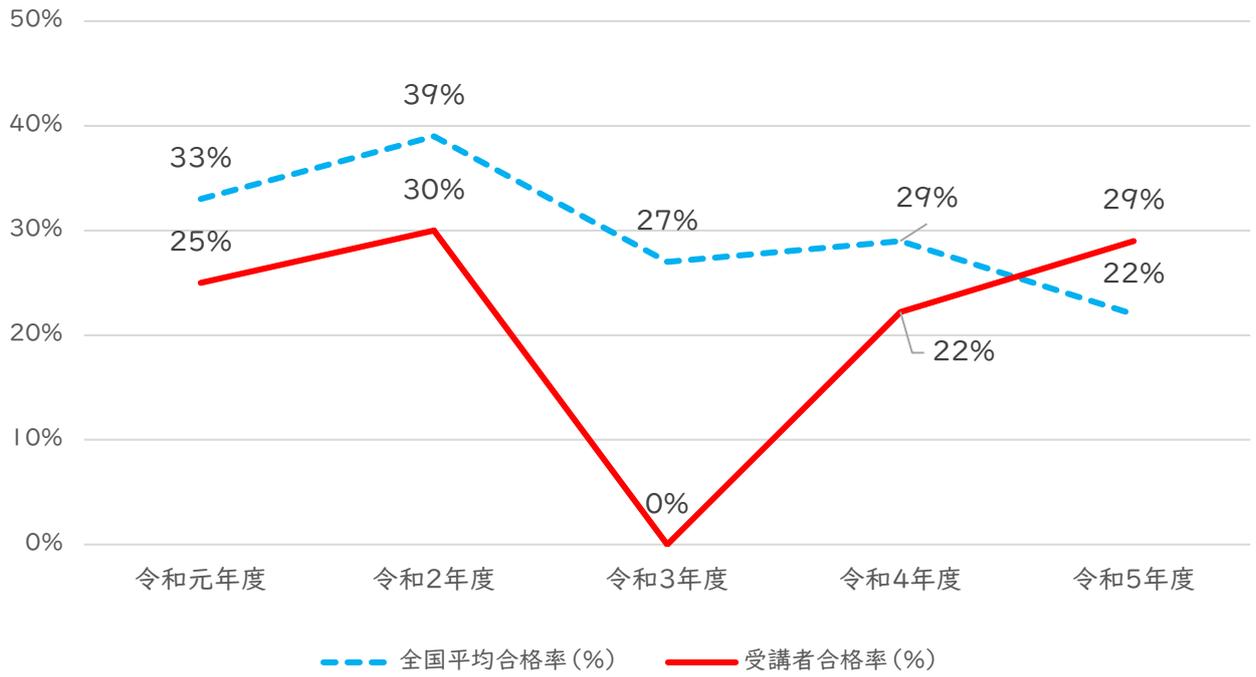


### ○遠隔パソコン要約筆記者養成事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

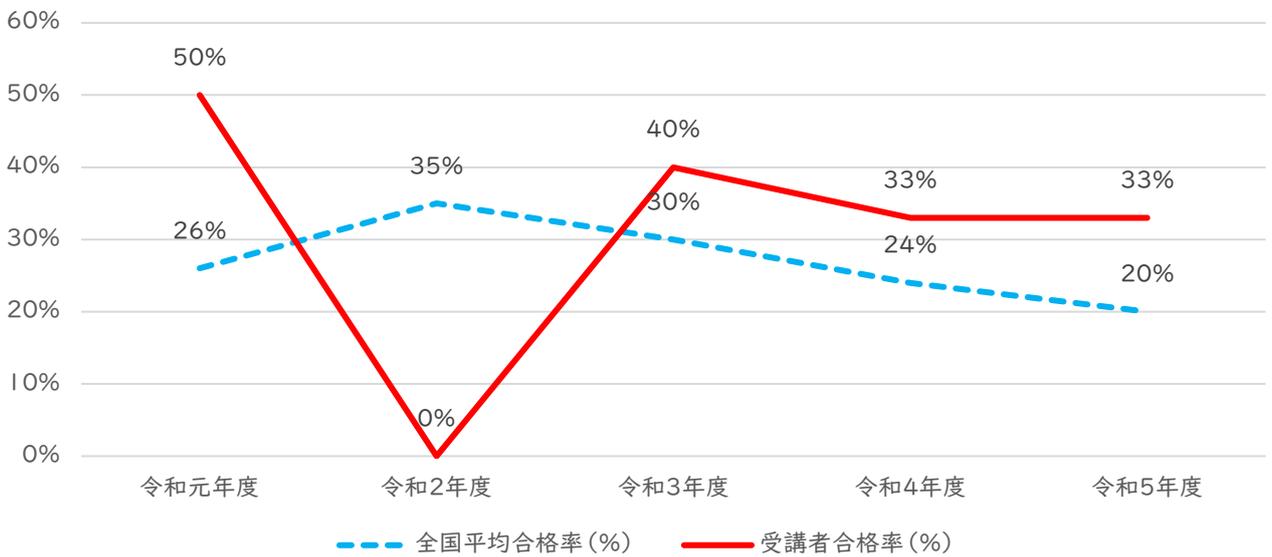
近年のオンライン会議等の需要の高まりに対応するため、令和4年度から新たにZOOMやUDトークアプリを活用した要約筆記のスキル向上を図る講座を実施しています。

令和5年度は計6回開催し、参加者は延べ13名となっています。

全国統一要約筆記者認定試験(PC)

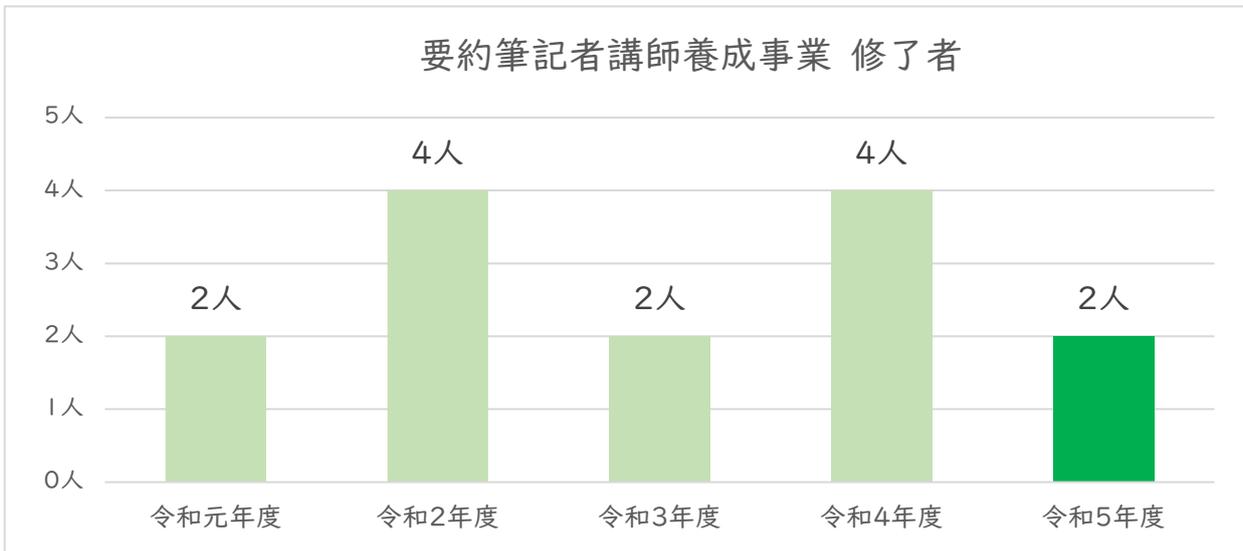
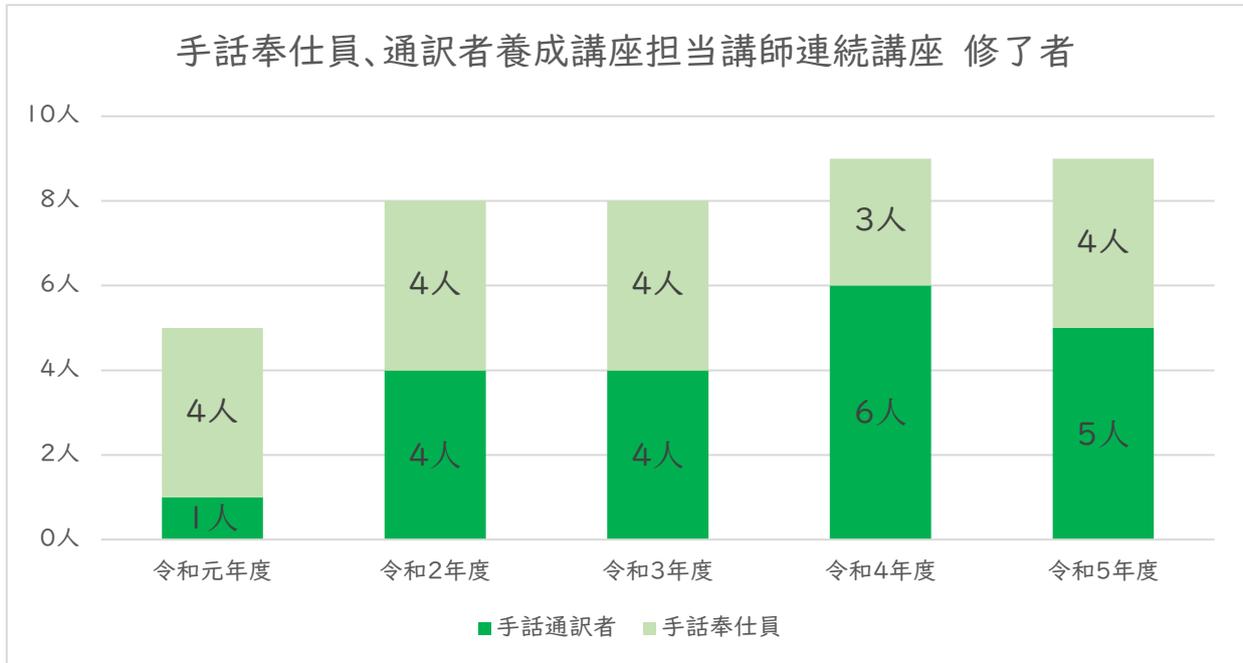


全国統一要約筆記者認定試験(手書き)



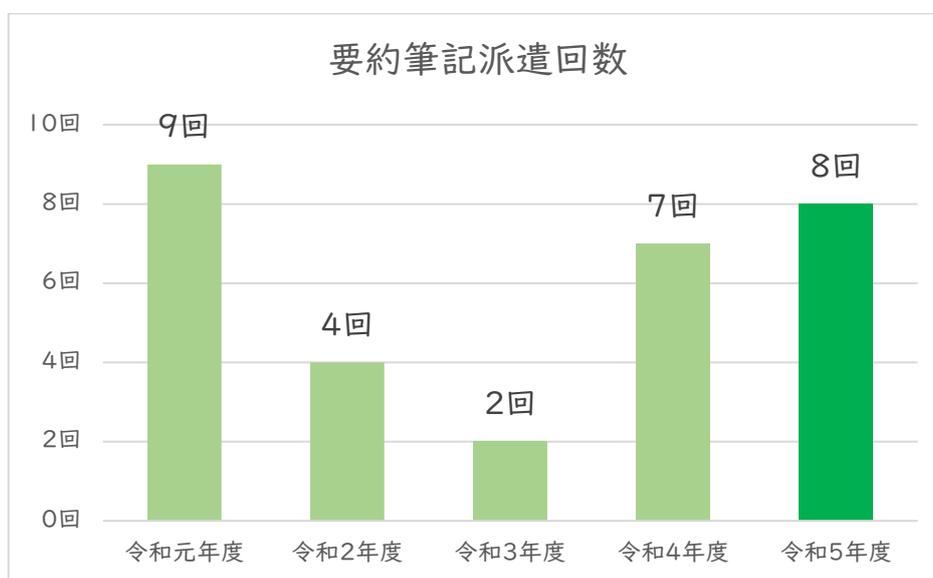
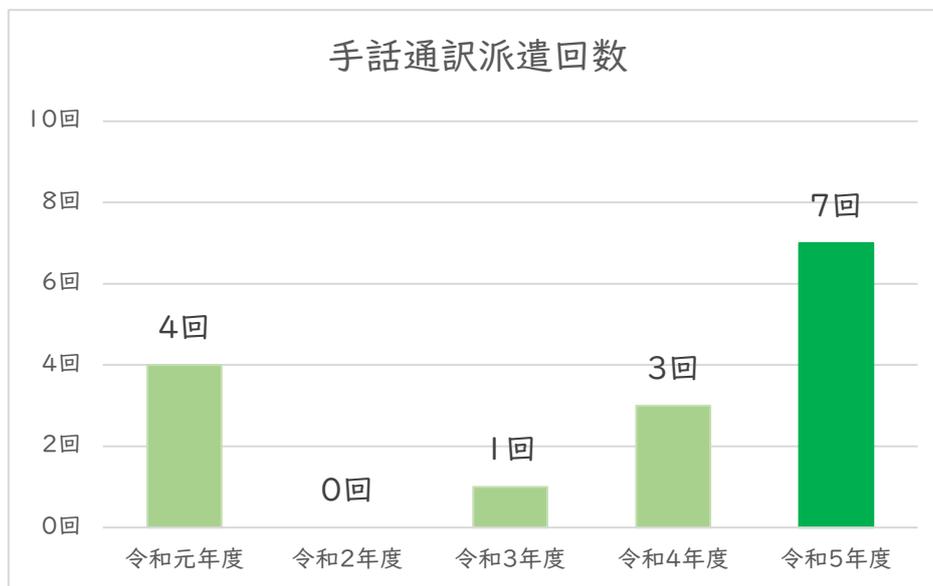
○手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記者講師養成事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

手話通訳者、要約筆記者を養成する講師の質の向上と増員を図るため、厚生労働省の手話通訳技術向上等研修事業として実施されている講座に受講者を派遣しています。



## ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

県障害福祉課及び県域の障害者団体が主催する聴覚障害者の参加が見込まれ専門性の高い分野である各種大会、講演会等へ手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。



## (6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援（第13条）

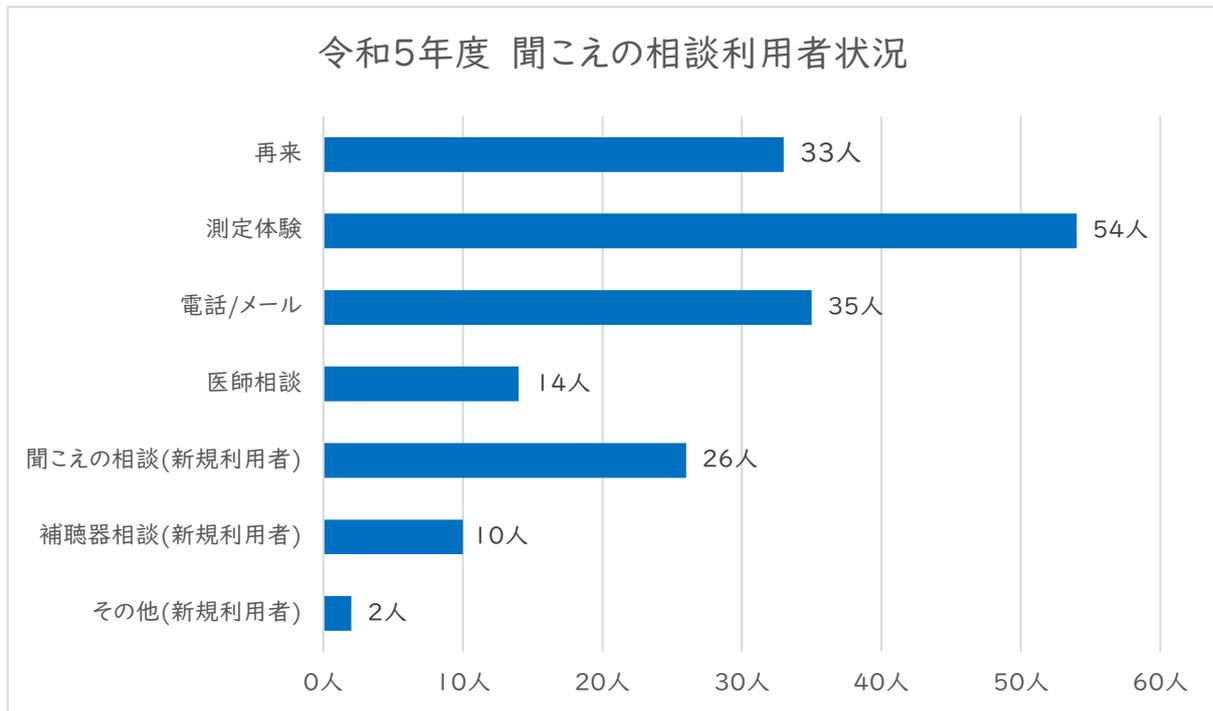
第13条 県は、県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の整備及び充実を図るものとする。

### 取組実績

#### ○聴力・補聴器に関する相談（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

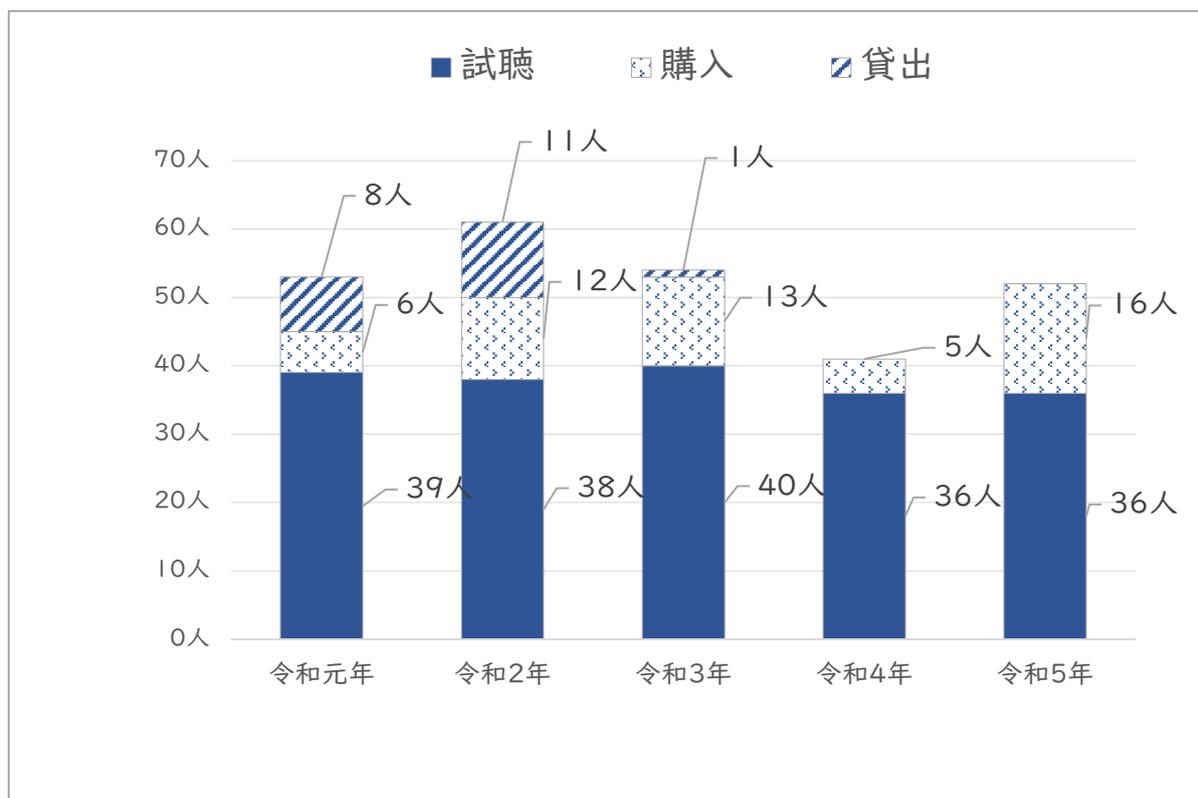
聞こえに対する悩みがある方に対し、相談対応や聴力測定、補聴器適合調査を行うとともに、補聴器の貸し出しなどを行っています。

##### ① 聞こえの相談利用者状況



## ② 補聴器試聴・貸出・購入

聴覚障害者サポートセンター内での補聴器の試聴の他、補聴器販売店による補聴器の貸出や購入に関する相談対応も行っています。

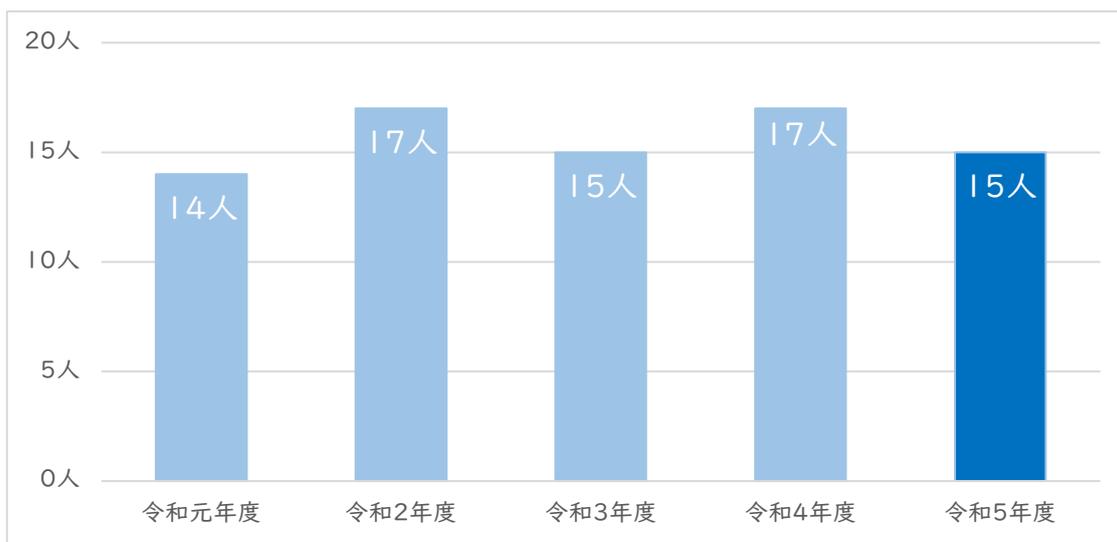


## ③ 巡回聞こえの相談

聴覚障害者サポートセンターまで来られない方々のために、県内各地を巡回して聞こえの相談を実施しています。

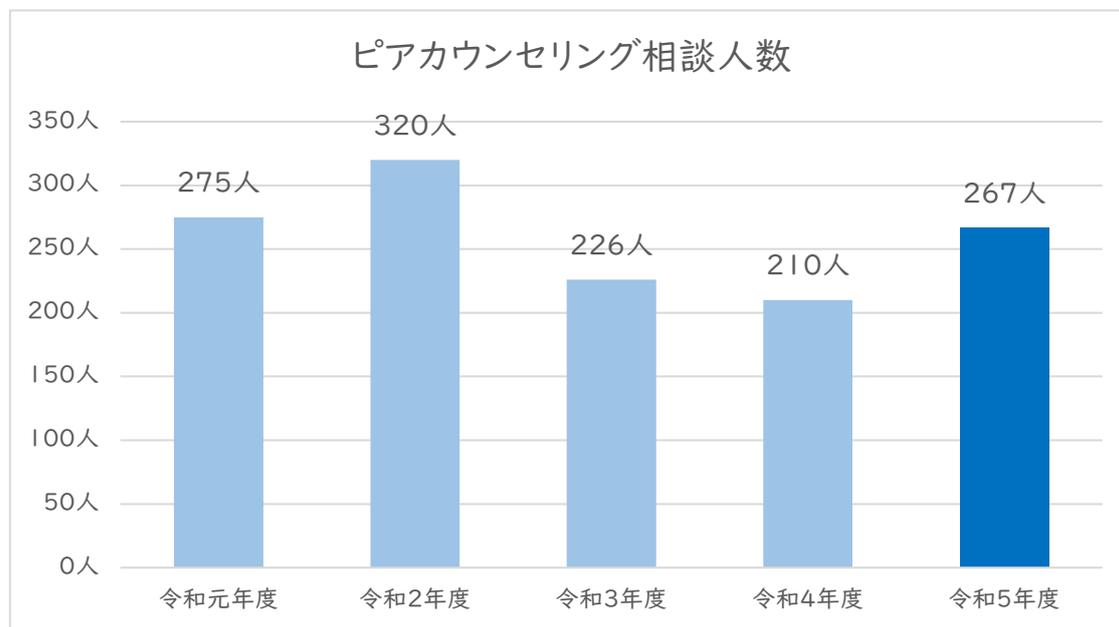
回数	令和5年度 巡回先
20回	佐賀市(12回)、佐賀県立視覚障害者情報・交流センター(1回)、唐津市(1回)、鹿島市(1回)、嬉野市(1回)、上峰町(1回)、みやき町(1回)、有田町(1回)、太良町(1回)

#### ④ 各種相談（難聴者）



#### ○ピアカウンセリング（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者（ろう者）が、同じ聴覚障害のある方やその家族等からの相談に応じ、必要な指導及び助言を通じて不安や問題の解消を図っています。



## ○ ICTを活用したコミュニケーション支援（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

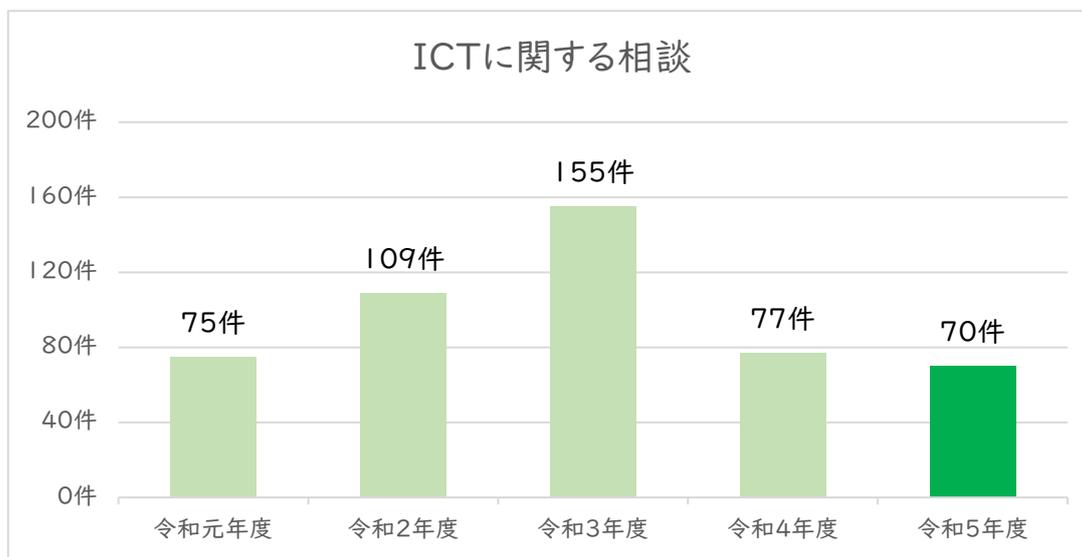
聴覚障害者が、より不自由なくコミュニケーションをとれるよう、ICT活用方法の指導を行っています。

### ① ICT活用講座

	スマホで撮る 写真講座	パソコン教 室	計
令和元年度	12人	2人	14人
令和2年度	5人	6人	11人
令和3年度	—	—	—
令和4年度	—	3人	3人
令和5年度	—	7人	7人

※スマホで撮る写真講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず、令和3年度より写真集バルーンフェスタへの掲載や冊子の配布に変更している。

### ② ICTに関する相談（スマートフォン・アプリ、パソコンの使い方に関する相談）



## (7) 事業者への支援 (第14条)

第14条 県は、聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び聴覚に障害のある人が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

### 取組実績

#### ○雇用に関する相談 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害のある方、その保護者の方、事業者からの相談に基づき、職場訪問などを行っています。

【聴覚障害者(ろうあ者)を雇用している企業等における職場巡回相談及び相談】  
令和5年度は6回企業訪問を行い、延べ25名の相談に応じています。

#### ○聴覚障害者雇用企業・介護施設等職員向け手話講座

(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

令和4年度より聴覚障害者の職場や施設等でのコミュニケーション環境を整えるため、手話講座を行っています。

	参加者数		内 容
	聴覚障害者 雇用企業	介護施設 等職員	
令和4年度	45名	43名	聴覚障害者理解、自己紹介、挨拶、数字、趣味、仕事等
令和5年度	38名	16名	聴覚障害者理解、自己紹介、挨拶、数字、趣味、仕事等

※令和5年度福祉関係等職員向け講座は一部新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

## 4 統計資料

### (1) 身体障害者手帳所持者数（聴覚・平衡機能障害）

（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

市町名	手帳所持者数				等級別内訳						
	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
佐賀市	11	224	674	909	50	150	99	265	7	338	909
唐津市	9	110	524	643	30	101	89	115	5	303	643
鳥栖市	15	41	164	220	6	39	30	56	4	85	220
多久市	4	9	66	79	4	17	13	22	0	23	79
伊万里市	3	37	155	195	12	35	24	38	0	86	195
武雄市	7	40	197	244	3	49	34	70	2	86	244
鹿島市	6	15	100	121	5	21	7	41	1	46	121
小城市	6	38	122	166	10	37	21	43	1	54	166
嬉野市	3	13	76	92	3	16	13	22	1	37	92
神埼市	2	15	128	145	4	26	18	39	0	58	145
吉野ヶ里町	2	11	34	47	9	8	6	8	0	16	47
基山町	1	9	34	44	4	13	4	6	0	17	44
上峰町	1	2	27	30	2	6	2	5	0	15	30
みやき町	2	18	94	114	2	20	9	25	2	56	114
玄海町	0	1	20	21	0	4	5	4	0	8	21
有田町	3	22	96	121	4	27	23	20	0	47	121
大町町	1	6	49	56	2	11	9	15	0	19	56
江北町	2	9	38	49	1	7	4	24	0	13	49
白石町	1	11	97	109	4	21	11	34	1	38	109
太良町	2	6	41	49	2	10	4	18	0	15	49
計	81	637	2,736	3,454	157	618	425	870	24	1,360	3,454

## (2) 手話通訳、要約筆記登録者数

(手話通訳 登録者数)

	令和5年(2023年)度末
手話通訳士	10人
手話通訳者	39人
手話奉仕員	48人
計	97人

(要約筆記 登録者数)

	令和5年(2023年)度末
要約筆記者	39人